

平成22年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「下田市公営企業の資金不足比率」について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（自治体財政健全化法）」が、平成19年6月に制定され、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業に関する資金不足比率について、平成19年度決算から監査委員の審査と公表が義務付けられました。

1 健全化判断比率

次の4指標により、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられ、平成21年度決算からは基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならないとなった。

健全化判断比率と国の基準

(単位：%)

	下 田 市	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－ (黒字)	14.33	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	－ (黒字)	19.33	40.00
実 質 公 債 費 比 率	13.8	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	90.4	350.0	

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

一般会計等全て黒字決算のため、数値はありません。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。

全会計の合計において黒字決算のため、数値はありません。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした比率で3カ年間の平均値。平成19年度決算数値より都市計画税が充当可能特定歳入扱いとなりました。同基準による推移は下記のとおりです。

実質公債費比率の推移

(単位：%)

年 度	平成23年度 (22決算値)	平成22年度 (21決算値)	平成21年度 (20決算値)	平成20年度 (19決算値)	平成19年度 (18決算値)
実質公債費比率 (単 年 度)	13.0	13.7	14.9	17.8	17.5
実質公債費比率 (3カ年平均)	13.8	15.4	16.7	17.4	旧 20.5

地方債許可基準18%を下回る13.8%(3カ年平均)となり、前年度の15.4%(3カ年平均)に比べ1.6ポイント改善しました。また、単年度では13.0%となり、前年度の13.7%に比べ0.7ポイント改善しました。これは、一般会計における元利償還金の額が補償金免除繰上償還等により減少したこと、分母となる標準財政規模を基準とした額が増となったことが大きな要因です。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の標準財政規模を基本とした比率。早期健全化基準350.0%を下回る90.4%で、前年度の116.9%に比べ26.5ポイント改善しました。

$$\frac{\text{将来負担額181億5千万円}-\text{充当可能財源等133億1千万円}}{\text{標準財政規模62億6千万円}-\text{算入公債費等の額9億1千万円}} \approx 90.4\%$$

将来負担額181億5千万円の内訳は、

- | | |
|-------------------|---------|
| ① 一般会計等の地方債現在高 | 82億5千万円 |
| ② 債務負担行為に基づく支出予定額 | 4千万円 |
| ③ 公営企業等繰入見込額 | 60億3千万円 |
| ④ 組合等負担等見込額 | 8億5千万円 |
| ⑤ 退職手当負担見込額 | 29億8千万円 |
| ⑥ 設立法人の負債等負担見込み額 | なし |
| ⑦ 連結実質赤字額 | なし |
| ⑧ 組合等連結実質赤字額負担見込額 | なし |

将来負担比率比率の推移 (単位：%)

年 度	平成23年度 (22決算値)	平成22年度 (21決算値)	平成21年度 (20決算値)	平成20年度 (19決算値)	平成19年度 (18決算値)
将来負担比率	90.4	116.9	137.0	143.4	

2 公営企業の資金不足比率

資金不足額が公営企業ごとの事業規模に占める比率。

対象は水道事業会計、下水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計で、全ての会計において資金不足額が発生しないため、数値はありません。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	－ (黒字)	20.0	地公法適用企業
下水道事業特別会計	－ (黒字)	20.0	地公法非適用企業
集落排水事業特別会計	－ (黒字)	20.0	地公法非適用企業